

# 三 条 剣 道 会 会 則

## 第 一 章 総 則

- 第 一 条 本会は三条剣道会と称する。
- 第 二 条 本会は三条市内のアマチュア剣道活動を統括する団体であり、三条居合道会を傘下におく。
- 第 三 条 本会は三条市体育協会の加盟団体として協会と一体となり、新潟県剣道連盟以下関係団体と親密なる連絡の下に事業活動を行う。

## 第 二 章 目 的 及 び 事 業

- 第 四 条 本会は剣道及び居合道の普及発展を図り、正しく斯道を探求し、練磨に精進すると共に関係者相互の親睦と融和の下に各自の人間完成をモットーとし、併せて青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 第 五 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、剣道大会、講習会及び研究会の開催並びに後援。
  - 二、関係大会の選手派遣。
  - 三、昇級・昇段審査会の開催。
  - 四、関係団体との連絡並びに努力。
  - 五、その他の目的達成に必要な事項。

## 第 三 章 組 織 及 び 会 則

- 第 六 条 本会は第四条に賛同する会員を以て組織とする。
- 第 七 条 一、本会に加入しようとする者は、本会会員の推薦を受け、理事会の承認を要する。  
本会からの脱会は自由であるが、その旨事務局に申し出る。但し、納入した会費は返却しない。
- 二、会員死亡のときは脱会と同じ取扱とする。
- 三、会員は、以下の各号に該当し、会員としての活動が一時的に困難な場合、本人の申出と理事会の承認によって、休会とする。
- ・遠隔地への一時的住居変更。
  - ・身体的理由。
  - ・その他、理事会で活動が困難と認定した場合。但し、休会中の会員の再加入は事務局への申出により認め、本会会員の推薦及び理事会の承認は要しない。
  - ・納入済み会費については前項の規定に準ずる。
- 四、休会中の会員は、一切の責務、及び権利を有しない。但し、第十一条の規定は適用する。

## 第八章 表彰及び弔慰

第二七条 本会会員にして特に本会事業に貢献し、功労顕著なるものに対し、表彰及び弔慰をするものとし、理事会に於いてこれを決定する。

## 第九章 慶 弔

第二八条 本会が統括する団体・個人及び関係団体・個人が左記に該当する慶弔事があった場合、香典・祝金を支出する。

- |   |       |
|---|-------|
| 一、本会会員が結婚したとき。                                      | 金 一万円 |
| 二、本会が統括する団体及び関係団体が予選会を経て、<br>全国大会及びこれに準ずる大会に出場するとき。 | 金 一万円 |
| 三、本会会員が予選会を経て、<br>全国大会及びこれに準ずる大会に出場するとき。            | 金 一万円 |
| 四、本会会員が死去したとき。                                      | 金 一万円 |
| 五、本会会員が病気及び怪我で七日以上入院したとき。                           | 金 一万円 |
| 六、新潟県剣道連盟の役員が死去したとき。                                |       |
| 七、近隣の剣道連盟会長が死去したとき。                                 | 金 一万円 |
| 八、その他理事会で必要と認めたるとき。                                 |       |

## 第十章 会 計

第二九条 本会の事業の運営に必要な資金は、会費・寄付金・その他の収入をあてる。

第三十条 第九条に依る会費額は毎年定期総会に於いて議決する。

第三一条 会費は、前期分を五月末日・後期分を十月末日までに会計に納入しなければならぬ。  
但し、全期一括納入は妨げない。

第三二条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第三三条 現金は理事会の議決により、最小必要額を除き確実な金融機関に預託しなければならない。

## 第十一章 会 則 の 改 訂 並 び に 解 散

第三四条 この会則は総会に於いて出席者の三分の二以上の同意を得なければ改正することが出来ない。

第三五条 本会は総会に於いて出席者の四分の三以上の同意を得なければ解散することができない。

- 第 八 条 会員は、本会の定める諸規定に基づき、斯道の普及・振興に協力するものとする。
- 第 九 条 会員は別に定める諸規定に依り、会費・諸経費を納入しなければならない。
- 第 十 条 会員は次の権利を有す。
- 一、本会の開催する行事・事業に参加すること。
  - 二、昇段の審査を請求すること。
  - 三、理事及び役員を選出すること。
  - 四、本会の充実発展に寄与する発言・提案をすること。

#### 第 四 章 罰 則

- 第十一条 会員が著しく本会に対する義務違反を犯したるとき、又は、本会の名誉を傷つけ、その目的に反する行為があったときは総会に諮り、特に出席者の三分の二以上の同意をもって除名することが出来る。

#### 第 五 章 機 関

- 第十二条 本会に次の機関を置く。
- 一、総 会
  - 二、役員会
  - 三、理事会
- 第十三条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 第十四条 定期総会は毎年一回、会計年度の初め三十日以内に会長がこれを招集し、次の事項を決議又は承認する。
- 一、会則の改正。
  - 二、事業報告並びに決算。
  - 三、事業計画ならびに予算。
  - 四、役員を選出。
  - 五、会費額の決定・徴収に関する事項。
- 第十五条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は、会員の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、三十日以内に開催しなければならない。
- 第十六条 役員会は、会長以下役員を以て構成し、会長がこれを招集して次の決議を行う。
- 一、資産の運用。
  - 二、事業報告並びに決算書。
  - 三、事業計画（案）並びに事項（案）。
  - 四、建議・陳情に関する事項。
  - 五、その他必要な事項。

- 第十七条 理事会は、理事を以て構成し、理事長がこれを招集して次の決議を行う。
- 一、総会の議決実行に関する事項。
  - 二、総会に提出する議案の作成。
  - 三、緊急事項の処理。
  - 四、各部門の事業の立案・実行と、これに付帯する経費の配分。
  - 五、この他必要な事項。但し、前第三項の場合は次の総会に於いて承認を得なければならない。
- 第十八条 総ての会議は、構成員の過半数の出席を必要とし、その議決は、出席者の過半数以上を以て成立する。但し、一人につき二名以内の代理権を認め、可否同数の時は議長が決するところに従う。

## 第 六 章 役 員

- 第十九条 本会に次の役員を置く。
- 一、会 長 一 名
  - 二、副会長 三名以内
  - 三、理事長 一 名
  - 四、理 事 若干名（会計・事務局を含む）
  - 五、監 事 二 名
- 第二十条 本会の役員は、総会に於いてこれを選出する。但し、理事長は理事の互選によりこれを選出する。
- 第二十一条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 一、会長は本会を代表し、これを統括する。
  - 二、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
  - 三、理事長は理事会を代表し、第十七条の執行を行う。
  - 四、理事は役員会・理事会に於いてその審議・議決の任にあたる。
  - 五、監事は本会の会務・会計の執行状況を監査する。
- 第二十二条 本会は必要に応じて専門部会を設けることができる。
- 第二十三条 役員の仕事は二年とし、再任を妨げない。役員は任期満了後も後任者の就任までその仕事をを行う。但し、補欠により就任したる者の任期は前任者の残任機関とする。
- 第二十四条 本会は事務処理をするために事務局を設け、事務局長を置く。事務局長は、三条市在住の理事の中から理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

## 第 七 章 名 誉 会 長 及 び 顧 問

- 第二十五条 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は総会に諮り、会長がこれを委嘱する。
- 第二十六条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会に諮り、会長がこれを委嘱し、重要会務については会長の諮問にこたえる。